



目次

19年度重点事業 急ぎの連絡事項	1
金融・税務情報	2
労働保険・雇用保険	2
市の入札情報 各種共済	3
各地のイベント情報 他	4

お知らせ

- 今後は会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
 - 年間に4回の発行を予定しています
- この地域にふさわしい会報の愛称を募集します。

会報



下関市商工会 0837-72-0625

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 0837-72-0625

豊北町支所 0837-82-0147

豊田町支所 0837-66-1119

菊川町支所 0832-87-0204

平成19年度重点事業(是非利用して下さい)

<p>経営革新支援事業</p> <p>事業所の中核となる経営資源を活かして、新たな製品(サービス)、新たな生産方法を生み出し付加価値を増大するためのビジネスプランを作成し業績を伸ばす取組みです。</p> <p>事業計画が県に承認されると各種のメリットが受けられます。(低利融資・減税など)</p> <p>計画を作成するについて、専門家の助言支援が受けられます。(中小企業診断士)</p> <p>・・・県連経営革新支援アドバイザー事業</p>	<p>早期転換支援事業</p> <p>厳しい経営環境の中で、利益がです過大な債務の返済等で、事業の見通しがつかない時、事業の早期撤退の決断から、新たな事業への再構築への支援を強力に支援致します。</p> <p>事業計画の練直しから、再生計画へのお手伝いを必要に応じて弁護士・税理士・診断士等を交え、専門的なアドバイスを致します。一県連事業との連携</p>
<p>先ずは各支所の窓口にお問い合わせ下さい!(経営指導員が対応します)</p>	
<p>エキスパートバンク事業</p> <p>専門家のアドバイスを受けたい時に派遣いたします。</p> <p><分野></p> <p>法律・税務・経営・財務・デザイン・特許・販売促進・マーケティング・店舗・労務・ISO等全てに対応できるように登録専門家が揃っています。</p>	<p>経営安定相談事業</p> <p>売上げの伸長が見込めず、債務超過に苦慮している或いは、原油価格の高騰等により相当程度の影響を受けており、この状況を脱却したいときに、県連委嘱の調停士と連携して改善プランを策定して、返済額の負担軽減及び、改善事業計画を支援いたします。</p>

国の中小企業支援計画の骨子

中小企業は我が国の経済社会の活力の源泉として、又地域経済の担い手として重要な役割を果たしている。そのために国の経済が持続的に発展を続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。この背景の下に現在は中小企業支援策も様変わりして、自助努力をする事業所には強力に支援する方針に変更されています。

至急の連絡 ⇨

所得税改正説明会

日時 7月5日(木)13:30～ 場所 下関市商工会ホール(豊浦町)

本年度は大幅な改正があります→ 上手に使うと節税をしましょう

申込みは6月29日までに各支所まで

納期特例事業所の源泉税の処理について

7月10日までの納付となりますので、早めに源泉徴収簿と納付書を各支所事務局まで提出の上、処理してください。



各地区イベント情報

豊浦町 豊北町

豊浦夏祭り

8月4日(土) 17時より22時

サンパル前広場

- ☆海峡ドラマページェントin豊浦
- ☆よさこいフェスティバル
- ☆ふるさとの踊りと太鼓の競演
- ☆お楽しみ抽選会
- ☆豊浦音頭総踊り
- ☆花火大会 21時より



豊北夏祭り

9月1日(土) 18時から

阿川ほうせんぐり海浜公園

- ☆ステージイベント
- 保育園のおどり
- ダンスチームのダンス
- 太鼓
- ☆水素自動車の展示
- ☆花火3000発・竹灯籠4000個
- ☆太鼓と花火のコラボレーション



豊田町

蛸祭り実施中

6月27日(水)まで 蛸船は予約で満席

夏祭りは日時未定

☆決定次第地区内でのお知らせ



菊川町

菊川夏祭り

7月28日(土)18時より

ふれあい会館周辺 駐車場運動公園

- ☆提灯山笠 荒小田振興会
- ☆ちょうちん飾り
- ☆菊華太鼓
- ☆地元バンド(菊川ペンチャーズ)
- (GSコピーバンド)
- ☆よさこい踊り

ちょっと一服 (オフタイム) 川柳コーナー

第20回第一生命サラリーマン川柳より引用

1位 脳年齢 年金すでに もらえます	満33歳
2位 このオレに あたたかいのは 便座だけ	宝夢卵
3位 犬はいい 崖っぷちでも たすけられ	オレも崖っぷち
10位 たまったな お金じゃなくて 体脂肪	サラ川小町

過去編

ファックスし 明日には着くかと 聞く上司	(1987年～1991年)
妻よりも やさしくおこす 駅員さん	(1992年～1996年)
メール打つ 早さで仕事が なぜ出来ぬ	(1997年～2006年)

経営者版川柳

1位 企業とは 社長と社員の一体感	山川草木
2位 好景気 どこで買えるの そのケーキ	零細亭
3位 損金で 落としたくても 利益なし	
初黒字 納税のため 融資うけ	

編集後記

今回は第1号ということで急遽各支所より原稿を集め編集した為に見辛い紙面となりましたが、目的は会員さんへのお知らせを迅速に!をモットーにしていますのでご容赦下さい。ご意見・投稿を歓迎します。

小企業等経営改善資金（マル経融資）

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、下関市商工会の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（国民生活金融公庫）の公的融資制度です

融資条件は

融資限度額

550万円＋別枠450万円
別枠450万円の取扱いは、各支所にお問い合わせ下さい

返済期間

運転資金5年以内
設備資金7年以内
(据置6ヶ月以内を含みます)

融資利率

2.4%（平成19年6月18日現在）
●融資利率は金融情勢により変わることが詳しくは支所へお問合せください。

担保・保証人

不要です（信用保証協会の保証も不要）

融資対象

以下のすべての要件を満たす方
●従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主
●商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる
●最近1年以上、下関市で事業を行っている
●商工業者であり、国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる
●税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している

資金使途

【運転資金】	【設備資金】
仕入資金	店舗・工場改装
買掛金・手形決済資金	営業車両購入
給与・ボーナスの支払い	機械・設備・備品等の購入
諸経費等の支払い	

商工貯蓄共済融資制度

事業資金 本制度に加入後6ヶ月以上経過し、所定の掛金を滞滞なく払い込んでいる個人・法人

消費資金と加入者カードローンの融資を受けることもできます。詳しくはお問い合わせ下さい。

事業資金の融資条件は

融資限度額

共済加入後6ヶ月以上1口に対し10万円
1年以上1口に対し20万円
2年以上積立金の5倍
但し、融資残高が1,000万円を超える場合は、積立金の3倍。最高額は1,500万円です。

返済期間

運転資金5年以内
設備資金7年以内（500万円以上は10年以内）

融資利率

2.3%（平成19年6月18日現在）
●融資利率は金融情勢により変わることが詳しくは支所へお問合せください。

担保・保証人

第三者保証は不要です。法人事業主は必要です。
(信用保証協会の保証は必要)

融資対象

加入者であれば、特に制限は有りません。（但し、信用保証業種であること）

資金使途

【運転資金】	【設備資金】
仕入資金	店舗・工場改装
買掛金・手形決済資金	営業車両購入
給与・ボーナスの支払い	機械・設備・備品等の購入
諸経費等の支払い	

1日公庫のご案内
夏場資金に向けて1日公庫を開催
豊浦町支所：7月18日
豊北町支所：7月19日
支店長が当日に融資を決定します

下関市の物品・修繕の競争入札の申請について

下関市の物品の売買・修繕の競争入札に参加中の皆様又はお考えの皆様へ
平成19・20・21年度の申請の受付が下記要領で始まります。

- 受付期間 平成19年6月18日～平成19年7月31日（必着）
- 有効期間 平成19年10月1日～平成21年9月30日まで
- 様式 下関市独自の様式です。様式は下関市のホームページ「入札情報 → 下関市物品入札の部屋 → 業者情報」よりダウンロードできます。ダウンロードできない方は商工会の各支所で準備していますのでご連絡ください。
- 提出先及び問い合わせ先

下関市役所契約室物品契約係
〒750-8521
下関市南部町1番1号
TEL 0832-31-1938（直通）
FAX 0832-31-1939

書き方等分からないところは商工会におたずね下さい。

労働情報

【労働基準法の知識】

基準法は、第1条 労働条件の原則から第121条罰則規定まで細かく定められています
今回は、基本である第1条についてのおさらいです。

第1条 労働条件の原則

- (第一項) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- (第二項) 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

労働条件とは

賃金、労働時間、災害補償、安全衛生、寄宿舎の施設等を含む労働者の職場でのすべての待遇のことです。

人たるに値する生活とは

健康で文化的な生活を内容としますが、その家族の生活も含めて考えることが必要です。

この基準を理由として労働条件を低下させてはならないとは

1日7時間の労働時間を定めていた場合に、法が8時間労働を定めているからという理由で、労働時間を8時間に変更するようなことはいけませんが、「景気が悪くなった」等の社会経済情勢の変動による場合は、本条に違反しない。

平成19年4月「雇用保険法」が改正されました。

① 保険料率の見直し

雇用保険料率（平成19年4月1日適用）			
	保険料率	事業主	被保険者
一般事業	15.0/1000	9.0/1000	6.0/1000
農林水産・清酒製造事業	17.0/1000	10.0/1000	7.0/1000
建設の事業	18.0/1000	11.0/1000	7.0/1000

詳しくは
商工会まで、
お問い合わせ
下さい。

②被保険者資格及び受給資格要件の一本化（平成19年10月1日以後の離職が対象）

③育児休業給付制度の拡充

④教育訓練給付の見直し（平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象）